

## 新型インフルエンザ発生時の『徳島県教育委員会業務継続計画』(案)について

### 1 策定趣旨

新型インフルエンザ発生において、教職員の欠勤率が高くなったとしても、県教育委員会事務局及び学校を除く教育機関（以下「事務局等」という。）として実施すべき業務をなるべく中断させず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するために必要な取組を定める。

### 2 被害状況の想定

教職員の欠勤率が40%程度となるなど、深刻な被害が想定されている鳥インフルエンザ（H5N1）に由来する強毒性新型インフルエンザが発生した場合を念頭に策定する。

### 3 計画の内容

本計画に記述している業務継続に向けた主な取組は次のとおりである。

- (1) 新型インフルエンザ対策に係る業務（新型インフルエンザ対策業務）や、県民生活に密着する行政サービスや事務局等の基幹業務（一般継続業務）などを優先して実施する。
- (2) 優先して実施する業務に必要な人員確保のため、その他の業務を一時的に大幅に縮小又は中断するとともに、臨機応変に所属の枠を超えた人員調整を行い、事務局等全体で優先して実施する業務に必要な人員を確保する計画とする。
- (3) 職場内での感染拡大の防止を徹底する。 など

※ なお、県立学校においては、生徒及び教職員の罹患による感染の拡大を防止するため、感染状況に応じて学級閉鎖・学年閉鎖・休校等の臨時休業を行う場合があるため、「学校における新型インフルエンザへの対応」等により、各学校の実情に応じた対応を実施する。

### 4 業務の整理

現時点における新型インフルエンザ対策業務、一般継続業務、縮小・中断する業務を所属別に整理し、一覧表として取りまとめる。

業務の区分	掲載業務数	業務例
新型インフルエンザ対策業務	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県教育委員会新型インフルエンザ対策本部の運営</li> <li>・ 教職員の発症状況の把握</li> <li>・ 学校における新型インフルエンザへの対応</li> <li>・ 感染教員の応援態勢の確立及び代替教員の確保</li> <li>・ 臨時休業期間中の児童生徒の学習指導面及び生活指導面への対応</li> <li>・ 文化の森各文化施設入館者の感染予防、拡大防止 など</li> </ul>
一般継続業務	44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立中学校及び公立高校の入学選抜に関すること</li> <li>・ 授業料の減免事務及び奨学金に関する事務</li> <li>・ 生徒指導に関すること</li> <li>・ 学校施設等の災害復旧関係業務 など</li> </ul>
縮小・中断業務	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの人が集まる集会、イベント等</li> <li>・ 各種統計、調査、研修 など</li> </ul>

5 主要項目及び県計画（知事部局）との相関

事 項	県教委業務継続計画(案)	県業務継続計画
(1) 被害状況の想定	<p>◇国の行動計画での推計では、鳥インフルエンザ（H5N1）に由来する強毒性新型インフルエンザが発生した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの流行の波が約2ヶ月間続き、その後流行の波が2～3回あること</li> <li>・全人口の25%が罹患すること</li> <li>・従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤すること</li> </ul> <p>が想定されている。これを念頭に、県内まん延期において、「約40%の教職員が欠勤した場合」を想定した業務継続計画とする。</p>	
(2) 適用する範囲	◇教育委員会事務局及び学校を除く教育機関	◇知事部局（危機管理部、企画総務部、県民環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、南部総合県民局、西部総合県民局）
(3) 業務の区分け	<p>◇継続する業務と中断する業務の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新型インフルエンザ対策業務</li> <li>②一般継続業務 → 「発生時継続業務」</li> <li>③縮小、中断業務</li> </ul> <p>※<u>検討の視点</u></p> <p style="text-align: center;">継続的に実施する業務に、どの程度の職員数が必要か？ ⇕ 実際に、どの程度の職員数が確保できるか？（欠勤率40%）</p>	
(4) 業務継続の基本方針	<p>◇新型インフルエンザ対策業務については、優先的に実施すること</p> <p>◇一般継続業務〔県（教育委員会）の基本的機能の維持等のために必要な最低限の業務〕を継続すること</p> <p>◇一般継続業務以外の通常業務を縮小・中断し、人員を新型インフルエンザ対策及び一般継続業務に投入すること</p> <p>◇感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断するなど</p>	
(5) 部局(所属)間の応援に係る調整担当課	◇教育総務課	◇企画総務部人事課
(6) その他の主要事項	<p>◇業務継続のための</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人員体制及び執行体制</li> <li>②事前準備、感染防止策</li> <li>③職員への教育</li> <li>④計画の見直し</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	

「学校における新型インフルエンザへの対応」の改定（案）について

『学校における新型インフルエンザへの対応』の改定

（現行）

強毒性の新型インフルエンザのみを想定しており、毒性にかかわらず一律の対策しか記述できていない



（改定）

毒性のゆるやかな新型インフルエンザが発生した場合には弾力的な対応が可能とすることを明記し、新型インフルエンザ対策を実施する際には、次のような事項を総合的に勘案し状況に応じた柔軟な対応を図る。

- ① 政府から示される「基本的対処指針」や各省庁が実施する対策などの国の動向
  - ② 新型インフルエンザの病原性や感染力等に関する情報
  - ③ 学校運営や学校生活への影響
- など

（参考）

知事部局

徳島県新型インフルエンザ対策行動計画の改定（21.10.30）

（現行）

強毒性の新型インフルエンザのみを想定しており、毒性にかかわらず一律の対策しか記述できていない



（改定）

毒性のゆるやかな新型インフルエンザが発生した場合には弾力的な対応が可能とすることを明記し、新型インフルエンザ対策を実施する際には、次のような事項を総合的に勘案し状況に応じた柔軟な対応を図る。

- ① 政府から示される「基本的対処指針」や各省庁が実施する対策などの国の動向
  - ② 新型インフルエンザの病原性や感染力等に関する情報
  - ③ 抗インフルエンザウイルス薬の有効性等に関する情報
  - ④ 県民生活や社会経済活動への影響
- など